

厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 一 （略） 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の	障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 一 （略） 二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の

割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、三二〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、八三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六九、〇七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三四、五四〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲

割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲

ける者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四七、四九〇単位

(二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、三一〇単位

(三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二六、五七〇単位

(四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二一、二二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一四、四九〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、三八〇単位

(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一〇〇単位

(三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者

ける者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位

(二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位

(三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位

(四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一四、一四〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二五、七四〇単位

(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六三〇単位

(三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者

であるもの	
(四) 区分四に該当する者	一四、四九〇単位
(五) 区分三に該当する者	一四、九一〇単位
(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの	三、九一〇単位
(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの (三)に掲げる者を除く。	
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数	
a 区分六に該当する者	一六、一六〇単位
b 区分五に該当する者	一〇、二一〇単位
c 区分四に該当する者	七、九六〇単位
(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、九一〇単位
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数	
(一) 区分六に該当する者	三四、三四〇単位
(二) 区分五に該当する者	二六、四二〇単位

であるもの	
(四) 区分四に該当する者	一四、一四〇単位
(五) 区分三に該当する者	一四、五五〇単位
(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの	三、八一〇単位
(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの (三)に掲げる者を除く。	
。 次の a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる単位数	
a 区分六に該当する者	一五、七七〇単位
b 区分五に該当する者	九、九六〇単位
c 区分四に該当する者	七、七七〇単位
(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	三、八一〇単位
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数	
(一) 区分六に該当する者	三三、二四〇単位
(二) 区分五に該当する者	二五、五八〇単位

(三)	区分四に該当する者	一九、八七〇単位
(四)	区分三に該当する者	一四、七五〇単位
(五)	障害児	一八、七六〇単位
(2)	介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	八、八二〇単位
(3)	生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。 。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二二、四二〇単位
(二)	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一八、六〇〇単位
(三)	区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一四、六五〇単位
(四)	区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一一、二六〇単位
(五)	区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	八、八二〇単位
(六)	障害児	一八、七六〇単位
(4)	共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）	二、四三〇単位
ホ	居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数	
(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	

(三)	区分四に該当する者	一九、二四〇単位
(四)	区分三に該当する者	一四、二八〇単位
(五)	障害児	一八、一六〇単位
(2)	介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	八、五四〇単位
(3)	生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。 。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二一、七〇〇単位
(二)	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一八、〇一〇単位
(三)	区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一四、一八〇単位
(四)	区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一〇、九〇〇単位
(五)	区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	八、五四〇単位
(六)	障害児	一八、一六〇単位
(4)	共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）	二、三五〇単位
ホ	居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数	
(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	

(2) 介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3に掲げる者を除く。次(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者	二六、九七〇単位
	(二) 区分五に該当する者	一九、六五〇単位
	(三) 区分四に該当する者	一三、四一〇単位
	(四) 区分三に該当する者	八、六〇〇単位
	(五) 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、八〇〇単位
	(六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、〇〇〇単位
	(七) 障害児	一一、四二〇単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	(一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数数表の第15	二一、〇三〇単位
	(二) 区分六に該当する者	二三、八九〇単位
	(三) 区分五に該当する者	一六、六〇〇単位
	(四) 区分四に該当する者	一〇、三七〇単位
	(五) 区分三に該当する者	五、五二〇単位
	(六) 区分二に該当する者	三、七五〇単位
	(七) 区分一に該当する者	二、九〇〇単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	(一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数数表の第15	九、三二〇単位
	(二) 区分六に該当する者	二一、〇三〇単位
	(三) 区分五に該当する者	一九、六五〇単位
	(四) 区分四に該当する者	一〇、三七〇単位
	(五) 区分三に該当する者	五、五二〇単位
	(六) 区分二に該当する者	三、七五〇単位
	(七) 区分一に該当する者	二、九〇〇単位

(2) 介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3に掲げる者を除く。次(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者	二五、九六〇単位
	(二) 区分五に該当する者	一八、九一〇単位
	(三) 区分四に該当する者	一二、九一〇単位
	(四) 区分三に該当する者	八、二八〇単位
	(五) 区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	六、五四〇単位
	(六) 区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	五、七七〇単位
	(七) 障害児	一一、九五〇単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	(一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数数表の第15	二〇、二四〇単位
	(二) 区分六に該当する者	二二、九九〇単位
	(三) 区分五に該当する者	一五、九八〇単位
	(四) 区分四に該当する者	九、九八〇単位
	(五) 区分三に該当する者	五、三一〇単位
	(六) 区分二に該当する者	三、六一〇単位
	(七) 区分一に該当する者	二、七九〇単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの	(一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数数表の第15	八、九七〇単位
	(二) 区分六に該当する者	二二、九九〇単位
	(三) 区分五に該当する者	一五、九八〇単位
	(四) 区分四に該当する者	九、九八〇単位
	(五) 区分三に該当する者	五、三一〇単位
	(六) 区分二に該当する者	三、六一〇単位
	(七) 区分一に該当する者	二、七九〇単位

の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、二八〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、八九〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、三七〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、三二〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、三二〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、三七〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、八四〇単位

(三) 区分四に該当する者

五、七六〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第

の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一九〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一一、四一〇単位

(二) 区分五に該当する者

九、〇二〇単位

(三) 区分四に該当する者

七、〇五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの

三、二〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

一〇、九四〇単位

(二) 区分五に該当する者

七、五五〇単位

(三) 区分四に該当する者

五、五四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第

別表 (略)	十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数 (1) 区分六に該当する者 九、〇八〇単位 (2) 区分五に該当する者 五、五六〇単位 (3) 区分四に該当する者 三、五一〇単位 リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数 (1) (2)に掲げる者以外のもの 一二、五五〇単位 (2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、四四〇単位
別表 (略)	十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数 (1) 区分六に該当する者 八、七四〇単位 (2) 区分五に該当する者 五、三五〇単位 (3) 区分四に該当する者 三、三八〇単位 リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数 (1) (2)に掲げる者以外のもの 一二、〇八〇単位 (2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三、三一〇単位